

大阪損保革新懇第8回総会記念講演録

**一憲法9条と25条をいかす新しい日本を一
現代日本のバターか 大砲かの選択**

講師 神戸大学教授 二宮厚美氏

2005年11月

大阪損保革新懇

自民党 新憲法草案をどう見るか

みなさん、今晚は。ただいま紹介いただきました二宮でございます。

今日は大阪損保革新懇の総会にお招きいただきましてありがとうございます。私はいくつかの革新懇でお話をしたことがあります。これほど盛大な集まりはお世辞ではありませんが今日が初めてです。

今日は憲法を争点とするこれからの日本の情勢で、私たちは護憲の立場からどういうことを視野に入れて運動を進めていかねばならないか。この点に絞ってお話申し上げたいと思います。

10月28日、自民党が新憲法草案を発表しました。これが今後の争点になるであろうということはみなさん気づいていらっしゃると思います。ただ新憲法草案が出されましたが、全部読むのは大変です。何が問題なのか。9条が問題だということは多くの人々が知っていますが、全体としてあたらしい憲法草案をどう見る必要があるか。

この新憲法草案の目玉は9条の改正案ですが、もし9条の改正だけを前面に打ち出して、国民投票にかけられる場合、「あなたは9条の平和条項をなくすのに賛成ですか」「今後とも維持するのに賛成ですか」というような聞き方になると思われます。このような聞き方の投票をやりますと現在の世論調査や私たちの運動の力を評価すれば、まず9条は守られると思います。そこまで日本の国民の意識が現代の支配層の言いなりになっているとは言い難い。

そこで自民党は「9条についてイエスカノーか」「25条についてイエスカノーか」「13条についてイエスカノーか」というように一つ一つの条文について国民投票をやるようでは9条改正はおぼつかない。そこで憲法の改正ではなく、新しい憲法草案を作り、これはおそらく自公民三党が共同で作るということ形になるかと思えますが、これを国会で採決し、国民投票に付すという形になっていくと思われれます。ですから9条の改正だけではなく、例えば環境権やまた個人情報保護などについてもある程度考慮に入れた最終案を提示する。国民に「それは結構ではないか」と思わせてしまう。本当の狙いである9条の改正を他のものと混ぜ合わせて成立させようというわけです。

私たちはこのような事態を想定しなければなりません。そこで、私は新憲法草案でとらえなければいけない点を3点に絞って考えてみたいと思います。

新憲法草案 3つの特徴

まず第1番目は憲法9条のとりわけ第2項の廃止です。

陸海空軍その他の戦力を持たない、つまり武力はもう持ちませんよと定めたこの条項と交戦権、すなわち国が戦争をやる権利ですね。この第2項をばっさり捨て去って、現在の自衛隊を自衛軍の創設に切り替えるというものです。

2点目が実は紛らわしいのです。これが重要な点ですが、マスコミもほとんどこの点について報道していません。ですから、いまのところ国民は判断しようがない

ほどに、空白といいますか白紙状態のなかで変えられようとしているのです。今日の講演のタイトルは『大砲か、バターか』ですが、バター、すなわち福祉にかかわる憲法の条項については正面突破しない、まあ裏口といいますか、勝手口から入り込んで福祉にかかわる憲法の条項を変質させる。こういう中身の条文が用意されているわけです。

3つ目は現在の憲法は前文とか、各条項にわたって国民の主権、国民の人権、国民の暮らしなどについてまず規定し、これにしたがって国がさまざまなことをおこなうという形になっています。けれども、これらを逆転して、人権より国権、すなわち国家の権威、国民の暮らしより国益、すなわち公共の秩序とかいったものを上に立てる。公共の秩序のもとでの国民の権利や福祉、国権優先のもとでの人権、こういうように全体として国民の基本的な人権とか、主権性を薄め、上から国民の暮らしや権利を統制していく。戦前とまではいかないまでも、一旦緩急あれば、日本の国民の暮らしについて国がある程度干渉できますよというように変えていく。この3点が重要なところですが、ただ今日は時間の関係もありますので、前の2つに絞ってお話させていただきたいと思っております。

「海外で戦争できる国」になる

第一は、憲法9条第2項を廃止して、どうしようとするのかという点です。中身は基本的に2つあります。一つは「戦力は持たない」という今までのものを「自衛軍を保持する」。つまり、「自衛隊を軍隊へ昇格させます」ということを明記しているということです。つまり、「日本は、軍隊を持つ国になる」のだという宣言が9条においてなされているということです。これが1点目です。

2点目はこの自衛軍を一体どう使うのかという点です。強調されているのは国際協調活動、国際協力活動です。この分野で自衛軍を使うというわけです。この二つを重ねれば、すぐわかるとおり自衛隊を軍隊への昇格を認知して、この軍隊を海外へ出す。その海外の地で自衛軍としての活動をやらせる。つまり、アメリカと一緒に集団的自衛権の行使をやる、海外で戦争をやることなのです。

今われわれがしっかり見ておかなければいけない点は、憲法9条を変えなければいけないといった理由や口実や理屈付けがいろいろ言われていますが、9条を変えるといことはただ1点、「海外で戦争をやる」ということに尽きるのだということをはっきりさせることです。

なぜか。小泉首相その人が、「自衛隊は今の憲法のもとでは不完全な軍隊だ。しかしすでに自衛隊があるのだから、これを憲法できちんと認めてやったらいいじゃないか。だから9条改正というのは既に存在する自衛隊をちゃんと位置づけるために変えるのですよ」。こういう言い方をしています。この言い方に対して私たちはどういう風に反論すべきか。「それは違う」とはっきりと反論していかなければならない。

一例ですが、かつて自民党で大臣経験者の北海道出身の蓑輪登さんは「自衛隊と

いうものは必要だ、これからも自衛隊にはいろいろ活動して貰わなければいけない。でも、憲法は変える必要はない」と主張されている。彼は「自衛隊は必要だと思う。だが、イラクに武器を持たせて自衛隊を派遣するというのは憲法違反である。おかしい」と今一人裁判闘争をやっています。この人は「自衛隊は現にもう既に現在の憲法のもとで存在し、いろいろやっている。これを認めるために別に憲法を変える必要はない」と言っているわけです。

国民の中にも色々な考えがあります。例えば、「今日本は国際協調活動という名のもとに自衛隊がイージス艦などをインド洋に派遣して、アメリカの軍艦に給水活動をやっている。あるいはイラクでも給水活動をやっている。こういう海外でのさまざまな人道支援とか、復興支援は自衛隊がやっぱりやらなければいけないのではないか」と思っている人も多いことも事実です。つまり、国連のPKOなどの平和的な活動で自衛隊が海外で活躍して貰うというのは必要ではないか、こういう風に思っている人も多いと思います。

私自身はそういう活動は憲法違反だと思っていますが、残念なことに、現在の憲法のもとでそういうことも実はもうやられているわけです。だから、別に憲法を変えなくても、現在の自衛隊に海外で活躍して貰おうと思ったら、いくらでもやれているという現実がある。政府も現在の憲法を変えないで、やれ「テロ対策措置法」であるとか、「イラク復興支援法」であるとか、こういう名前ですまざまなことを現憲法のギリギリのところでたくさんやっているわけです。

ただ、重要なことはただ1点、憲法を変えないと絶対にやれないことがある。つまり、例えばイラクに派遣されている自衛隊がどこかテロ勢力なんかにミサイルかなんかを打ち込まれる、このときには、まあカタツムリが身を守るように必死になって自分たちの基地を守る。これは現在でもできるが、ただしこの守りしかできないわけです。現在の自分たちの基地を守ることはできない。現在の憲法では反撃したくともできない。これは政府も認めている。日本の自衛隊が相手側の基地や拠点をこちら側から打ちのめしてしまふことができないのです。それやっしまえば、戦争になってしまう。これだけはできない。つまり、海外へ出かけていって何かの武装部隊から攻撃を受けても、反撃して相手を殲滅する、これは出来ないのです。

政府は9条の解釈について拡大解釈を続けてきましたが、「反撃して相手をやっつける」ことまではとてもできない。ですから、この1点だけをなんとかしても突破したいわけです。だから「海外で戦争をする」、このために憲法を変えるということになる。

ここが最大の争点なのです。私たちの周りには「自衛隊はやっぱり必要ではないか」とか、「海外に自衛隊を派遣するというのも必要と違うか」と思っている人は多いかもしれない。でも、そのように考えている人も「その自衛隊が海外で戦争をやる、相手を殴りつけて、敵を殺してしまう」ことはやっぱりさせたくないでしょう。つまり、われわれはなぜ憲法の改正を許してはいけないのか。それは日本の軍隊が海外で他国の民族を殺したり、他国の戦力を破壊するような戦争をやらせな

い、この1点につきるわけです。

この点を明確にして憲法改正反対、9条を守るという輪を広げるということに成功すればわれわれの運動がかってない規模に広がる可能性があるのです。

「25条」には触っていない？

さて、2つ目の問題点です。それは憲法の福祉にかかわる条項、具体的には第25条です。自民党の憲法草案は25条については基本的にいじっていません。ですから、一応条文はそのまま残そうということになっています。

憲法25条は2つの条項から成り立っています。

まず第1項です。「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。すべての国民はという風にも書いているところがミソです。すべて国民は最低限度の生活の権利を持っているのですよ。つまり、国民は権利を持っている、生存権を持っているのですよと最初に書いているのです。第2項はこれを受けて、「国は」という主語から始まります。国はすべての生活面において社会保障・社会福祉・公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと書いてあります。

つまり、25条というのはあたかも憲法そのものを象徴するように、まず国民の権利というものを最初にきちっと前面に出して、この権利を守るために国が何をしなければならないかということを示しているわけですね。国民の権利と国家の義務がセットになって、私たち国民の生存権が保障されてきたわけです。

なぜ、私がこんなことを強調するか。現在の改憲論者の中には、「国民の権利をまず明記して、国の義務をその次に書くような憲法全体の構成、柱立てがもう気に食わない、だから憲法を変えろ、変えろ」としきりといっている人がいます。例えば、その代表的人物はみなさんよくご存知の桜井よし子氏です。彼女の語り口はソフトですが、本音は相当なタカ派で、最近になってますます右よりの論調を強めている評論家です。彼女はだいたいこう言っているのです。

「日本の憲法は国民の権利であるとか自由であるとか、こういうことを16回も17回も書いてある。他方、国民の義務とか責務というのはわずか3回か4回しか書いていない。権利ばかりたくさん書いてある。これが日本の憲法の特徴である。ここから国民は過剰な権利意識を持ち、権利ばかり主張して、義務を果そうとしなくなってきた。一番よく表われているのが教育基本法である。ここでも子どもたちの権利はちゃんと謳っているが、義務はちっとも書いていない。これが日本の社会の混乱と現在の子どもたちの教育問題を作り出した元凶である」と。すなわち、戦後日本は国民や子どもに権利ばかり教えて、義務をまっとうさせないで、それで教育や社会を混乱に陥れたのだ。だから義務というものを明確にしなければいけないというのです。

ところが、日本の社会の中には、このような意見に同調する人もいます。

「そう言われてみれば、今の若者は世間のことも知らないし、確かに権利意識は

あるかもしれないけれども、ちゃんと守らなければいけないルールとか、社会に対する責務とか、こういうものを知らない子どもたちが増えているようだ。だからこの際一気に憲法も教育基本法も変えて、それで社会の秩序を維持するようにしなければあかん」というふうについついその議論にのりやすい面もあるのです。しかし、私はここでよく考えなければならないと思うのです。

なぜか。近代の憲法は、例えばフランス憲法に見られるように、もともと国民の側が主権者として国のあり方とか、国の制度・統治の構造を決めるために憲法を作ったわけです。だから先ず国民の権利というものを明確に打ち出して、この部分をたくさん書くというのは当たり前のことです。憲法のもとでどういう権利が国民にあるのかということ为先ず明確にする。それからその権利を守る義務は国民ではなくて国家にあるということを確認しているのです。国民が主権者であり、権利の担い手である。したがって、国家がその国民に何をしなければいけないのかという義務を書くのが当然であって、これは近代の憲法のイロハなのです。このようなことを知らないで、「国民の権利ばかり書いて、義務は書いていない。さらに生存権に至っては国家が国民の権利を守るために果さなければいけない責務だけ書いてある。これはおかしい」などということは本末転倒です。こういう初歩的な誤りが改憲論者のもとで浸透していることに注意しなければなりません。

25条は残すが、「絵にかいた餅」に

さすがに自民党の憲法草案はそこまでは書いていない。25条はそのまま残しているわけです。ところが実はこれは9条と違って、条文は残すが、絵にかいた餅にしよう、裏口から死文化をはかろう、この仕掛けがいくつかのところで仕組まれています。おそらくこれから議論になるはずですが、今のところマスコミは一切この問題について触れていません。

では、どこが問題か。実は現在進行中の国と地方の関係、憲法でいいますと92条以下の地方自治体の条項がそっくり変わるわけです。条文からいきますと、9条よりも92条以降の地方自治の条項が一番多く変わるような新憲法草案になっている。草案には大きくいえば3つぐらいのことが書かれています。

まず第一番目はこの数年間に強まってきた議論ですが、小泉政権が進めている「三位一体改革」です。これはまず第一に「住民に身近な行政はすべて自治体が総合的、自立的に担うのですよ」ということです。

住民に身近な行政といえば1番わかりやすく言えば、乳幼児や学童の保育、子どもたちの教育、お年寄りや障害者の福祉、こういうものは住民に身近な行政の典型・代表です。水道とか、下水とか、公園の管理とか、町づくりにかかわることも住民に身近な行政です。

すなわち、「みなさん方の暮らしに最も身近な行政はすべてこれからは総合的に自治体がやるのですよ」。裏返して言えば、「国は知りませんよ」ということです。次の国会で高齢者医療保険が創設される予定です。75歳以上になったら現在の医

療保険から全部引き抜いて、高齢者だけの医療保険に放り込むという制度です。こういうのをこれから介護とか、子供の保育と同じようにすべて自治体が管轄するのですよと言うわけです。

さて二番目、それを受けまして当然住民に身近な行政、例えば「ゆりかごから墓場まで」を自治体が面倒をみるとなれば金がかかります。この金について住民が負担の義務を負うと書いてある。費用・お金はその地域の住民が負担しなければならない。ここでは義務という言葉が使われています。すなわち「住民に身近な行政を自治体がやるとすれば、それはその地域の住民が自分たちでちゃんと担いなさい、税金を払って支えるのですよ」というわけです。

さらに三点目。これからの自治体は国からの紐つきといわれる、いわゆる補助金のありかたが変えられる。国からの例えば、義務教育国庫負担金などというのは全国の公立中学校の先生の人件費について国が半分持つ、日本全体の中学校教育・小学校教育を支えるという形をとっています。この義務教育国庫負担金は先生の給与として各自治体に払われるもので、これをほかのことに回すことは一切できないお金です。つまり、紐がついているわけです。「この紐がついている、使途が特定されている財源はこれから全部なくします」というのです。つまり、「自治体は自分たちの地方税か、もしくは国からくる地方交付税で自治体の行政をやりなさい」というわけです。ですから、例えば国に「義務教育のためだから」という理由で文部科学省に教育関係の費用を各自治体が要求するとか、「文化的で健康な最低限度の生活を営む権利のため」の医療費だから国が面倒を見ていい筈だということも、「これはもう自治体の身近な行政の範囲の仕事だから自治体がやって貰う。国は一切そういう負担は負いませんよ」となるのです。こういう論理構成です。実は現在、民主党も「自治体にまたがる国の権限縮小して、自治体は自治体でほとんど自立的に財政運営・行政運営をやるのが良い」と分権型社会構造を主張していますが、これとほとんど一緒の考え方が憲法改正に取り込まれているわけです。

国は社会保障・教育・福祉に「頼かむり」する

もし、それらが実現すればどうなるのか。

国は憲法25条がそのまま残っていても、社会保障や教育や福祉に対しては頼かむりできる、責任は取らなくてもいい、金も出さなくともいい、こういうことになって実際は地域の人たちが自分たちで負担できる範囲の教育や福祉しかできないようになります。そうするとどういうことが起きるか。これで打撃を一番受けるのが、とりわけ農村部でお年寄りが多くなったり、人口の減ったりしている市町村です。この地域は「自分たちの金を基本にして学校運営をしろとか、国民健康保険で診療所を運営しろ」と、こういうことを言われても出来るはずはないのです。地域に大きなしわ寄せが行って、地域ごとに日本の住民が分断され、地域の中あるいは地域相互の間で競争しなければいけない。全国的連帯に基づく福祉とか、社会保

障と言ってももぬけのカラになってしまう。

すなわち、憲法25条は残すけれども、裏口から「福祉や教育は住民が負担する範囲でやりなさい」と。こういう論理が入ってきて全体として日本の福祉国家に歯止めがかかるのではないか。福祉国家は大きく後退するのではないか。

つまり一方では戦争国家の方に向かいながら、福祉について国はもう責任は取りませんよという形で「憲法改正」が進行しようとしているのです。

この構図をしっかりと見ておかなければならない。こういうことが改憲の大きな狙いになっているわけです。

「体つきにあった洋服に着替えねばならない」

そこで問題は、何でそういうふうにならなければならないだけでなく、国民の暮らしを守る憲法の諸条項についてまで、見直しをはかろうとするのか。

今日のタイトルの『バターか大砲か』という場合、「大砲」は軍事優先、「バター」は福祉の象徴ですが、福祉について国は責任を取らない、頼かむりする。そういう国づくりに一体どうして向かいつつあるのか。「憲法改正」はどのような背景で出てきたのか。これが問題になるわけです。

この背景が実はみなさんの損保業界にも大きな関係があるわけです。一言で言いますと、損保関係でもこの間、規制緩和の嵐が吹き荒れて、業界の基盤に大きな変化が出てきた。最近では外国資本の進出もフレキシブルに進行するようになってきた。国際競争の渦中に文字どおりすべての業界が組み込まれるようになってきた。これは10年間程の間に起こったことですが、実はこの10年間ばかりに起こったことと憲法を変えるという動きはまったく同じ事態を原因にして起きているのです。

一言で言いますと、グローバル化が進む中で、戦後日本の経済構造に、戦後50年経って一大異変、転換が起きたということです。日本の経済構造が変化することは石油ショックのときとか、今まで何度か起きましたが、正確な意味で構造転換をとげたのはこの10年間です。

実は95年位から日本の経済は戦後史的構造転換の時代に入ったわけです。これを財界流に、日本経団連奥田会長の言葉で言えば、「今までとは違って自分たち財界・大企業の体つきが大きく変わってきた。体つきが変わってきたから、今まで着ていた洋服が似合わなくなった。だから体つきに合った洋服に着替えなければいけない。この新しい服に着替える作業で、一張羅の背広にあたるのが憲法。この憲法を変えなければいけない」となる。福祉制度とか、教育制度とか、労働基準法にみられる様々な労働法制などは、洋服で言えば普段着です。いわば、晴れ着の礼服から普段着にいたるまでいっさいのものを新しい衣装に取り替えるのは当然である、というわけです。

実は小泉政権が進める構造改革というのは、この衣服を新たな体つきに合わせて、取り替える作業にほかならないのです。新しい体つきとは、いったいどういうもの

か。それらをしっかりつきとめておかないと現在の「憲法改正」に向かう構造改革の正体を見抜くことができないということになります。

そこで以前の大企業の体の格好はどういうものであったか、そして現在の体つきはどういうものなのかを比較してしっかり押さえておかなければいけない。2003年の年頭に発表された「奥田ビジョン」があります。これは2025年に向けた財界の戦略ビジョンの文章です。そこに「昔の経済や財界の体つきはメイド・イン・ジャパンの体型である。現在はメイド・バイ・ジャパンである」とあります。これはなかなか巧みな言いかたですが、それなりに事態を説明している。財界はここで旨いことを言っているのです。

「メイド・イン・ジャパン」というのは国内産・日本製品ということですが。昔の日本は国内の生産・営業拠点を基本にして国内で作った日本産の物、電気製品にしても自動車にしてもこれをどんどん海外に輸出する。つまり国内産を輸出にまわして経済が伸びるという構造、輸出第一主義とか輸出主導型、これが関西の経済を見ても代表的な企業や産業の姿であったわけで、貿易摩擦にみられるように80年代から90年代半ばにかけて輸出でバンバン伸びてきたわけですね。この日本経済の構造がひとつのピークに到達すると同時に貿易摩擦を通じて転換せざるを得なくなってきた。10数年前まで続いていたわけです。

そこから「メイド・バイ」という一つ文字違いの体制に変わったわけです。メイド・バイ・ジャパンといいますのは、てっとり早く言えば多国籍企業型ということですが。私が今日着ています下着、襟のところに「グンゼ」と日本の企業名がちゃんと書いてあります。ところが裾のほうにメイド・イン・チャイナと書いてあります。（笑い）

つまり日本の企業が作ってはいるけれど産地は国内ではない、中国である。これがメイド・バイ・ジャパンの製品です。つまり日本の企業はちゃんと物を作り、管理はするのだけれども、産地は全世界どこでもいい、国内外問いません、という構造です。だから輸出するにしても国内で作った物を海外で販売するのではなく、中国で作ったものを大量にアメリカに輸出する、今日こういう構造に大きく変わって来た。

一言で言いますと、これは日本の代表的企業・財界が世界企業・多国籍企業の時代に本格的に突入したということになります。90年代後半以降の日本の経済の体つきの転換ということになるわけです。

これが大体95年位から進むのです。なぜ95年が一つの指標かと言いますとこの頃から財界の戦略とか、現在の小泉政権のごまかし構造改革が96・7年の橋本政権の6大改革の下で進行しはじめるのです。日本企業が輸出で稼ぐ輸出額よりも日本の企業が海外で生産する額のほうが初めて95年に大きくなったのです。95年以降海外での生産・営業がアツという間に広がって、近年では中国産がものすごい。

せんだって私は大学の駅の近くの100円ショップに寄ってみたのですが、最近の100円ショップというのは昔と様変わりですね。ものすごく多様な商品を買っ

ています。日用雑貨からあらゆるものを売っている。そのほとんど9割がたが中国製です。日本で作っていたのでは100円ではとても採算が取れない。日本の企業が一番集中しているのが香港からちょっと北にあるシンセンという町です。この町は20年程前1980年頃には人口2万人くらいだったのですが、さらにさかのぼって1970年頃は人口僅か2000人程度の小さな港町だったのです。ここへ70年代の末あたりから日本やアメリカの企業が殺到し始めたわけです。したがって80年代初頭に2万人になって、現在700万人ですよ。（驚きの声）

20数年間で700万人、つまりこの大阪に匹敵するぐらいの大都市が出現したわけです。これは古今東西どこをとってもこういう例はありません。このシンセンで、ユニクロなんかは80から100ぐらい工場を持っているのです。そこで集中してユニクロ製の商品が逆輸入の形で日本に殺到して私たちの衣服となっているのです。近年では、例えば松下あたりも家電のユニクロをめざすというわけで、デジタルメーカーもどんどんシンセンに進出する。日本経済新聞の編集委員がで紹介している一例を引用しますと、このシンセンに日本のデジタル機器メーカーが進出した。工場ではデジタル機器の非常に小さな部品を扱うわけですが、ボールペンの先端、直径1ミリぐらいの部品を加工・組立てするわけです。ピンセットのようなもので操作するのですが、ボールペンの玉のような小さな部品の周りに3桁の数字がふってある。そこで働く女工さんは全員それが読める。その女工さんたちは全員視力がなんと3.0、驚くべき視力を持った娘さんたちが集められるわけです。この乙女たちが働く工場のことをオートメーションというのです。（笑い）

こういう人たちが働き始めてそこで賃金はいくらか。平均しますと月給にしておよそ1万2千円です。損保の30代の正社員の日給を払っておけば1ヶ月間まるまる働いてもらえる。日本人と違って視力は抜群ですから日本でやるより余程良いわけです。

つまりこういうやり方を日本企業が取り始めると当然財界のものの見方が変わり始めるわけです。「今までとは違った資質は抜群で、勤勉で低賃金で済む。こんな労働者をがっちり使えるとなると日本の国内の工場経営にこだわっておれない」と財界人は考え始める。

当然そこからもう日本は人件費が高くてつきすぎて困る。税金も高い。だが、中国の特別区に出かけていけばそんなに高い税金を払わなくてもよい。日本の企業は国内の税金は高くてつきすぎる。年金や医療について財界がなぜこの数年間、口を挟むようになったのか。それは2002年に日本の企業は初めて法人税よりも年金の企業拠出金が上回るという事態に直面したわけです。法人税は10兆円を切ったのですが、2002年に払った厚生年金の企業拠出金は10兆2千億円位になったのです。

それで当時の社会保険料全体を全部計算したところ雇用保険とか、健保組合の拠出金とかで30数兆円になった。企業から見れば、税金の3倍以上の社会保険料を払っているではないか。これが海外であったらそういう余分な負担はしなくて良い。

だから社会保障という洋服は賃金や雇用という洋服と合わせて邪魔者になるのです。税金も邪魔者になるのです。重苦しいコートを着るのと同じように、こんなものを着たまま世界企業として活躍できるかと、だからこれらの古い衣服はすべて脱ぎ替えなければならないのだという話になるのです。

「アメリカとドルは世界を支配する」のだ

この視点から憲法を眺めてみると9条と25条が一番の邪魔者になるのです。なぜ邪魔になるのか。それはアメリカのグローバリズムの罠の中に日本の企業がすっぽりはまり込んでしまうからです。アメリカ合衆国という国は世界を支配する方針を戦後一貫してとっているのですが、とりわけ90年代の湾岸戦争以降はより強く世界支配戦略を図ってきました。

一言で言えば、世界の企業とか途上国の経済というのはガリバーのようなアメリカのでっかい企業から見たら小国です。そこへワッと乗り出していく、この時に先ずドルを通用させるという仕組みを作っていた。わかり易く言えば、世界のあらゆるところで唯一の国際通貨であるドルを浸透させ、ドルを通用させるということです。ドルが流通するところでしかアメリカの企業は経営できない。だからドルが自由に流通する国、ドルが自由に交換される国はアメリカから見ると民主主義と自由の国なのです。アメリカから見るとドルが通用しない国は自由でもなければ民主主義の国ではない。

9・11テロ事件が発生する前にブッシュ政権はイラクをぶっ潰すと腹を固めたといわれていますが、その一つ要因はサダム・フセインがヨーロッパで統一通貨ユーロができた時に、「これからヨーロッパやアメリカがイラクから石油を買う時、この石油代金はドルでは受け取らない。ユーロで払ってください」と言った。

そこでアメリカはドルで受け取らないのは何事か、こういう国は「ならず者、悪の枢軸」ということになる。北朝鮮もそうです。ドルが自由に入れない。こういう国はつまりは民主主義でも自由でもない。こういうところにドルが入り込めたらドルの力で経済を牛耳ることができるが、それが入り込めない時には軍事力でもって潰すしかない。

ドルを徹底して浸透させ、この力でアメリカは経済の上でも世界から収益を上げてきた。従わない国に対して最後は軍事力をもって圧倒する。この「ドルと核の傘」の作戦は戦後一貫している。冷戦崩壊以降はとくに目に見えて表われるわけです。

例えば、トヨタは世界の52地域に工場や営業所を持っている。27カ国に進出しています。そして全世界に車を売っている。日本企業が海外でどれ位毎年売り上げを達成しているか。なんと150兆円です。つまり海外で日本の企業は150兆円の経済を持っているのです。これがどの程度のものかは、150兆円のGDPを持っている国を思い浮かべればわかりやすい。150兆円の国内総生産を持っている国というのは世界で6番目又は7番目の国です。これはイギリスとイタリアです。

日本の企業は国内の小さな島だけでGDP500兆円という世界2位の経済を持ち、その上外に150兆円のイギリス経済を持っているわけです。このイギリス経済の一部にトヨタや松下の海外進出があるのです。

「日本の繁栄は誰のおかげか」

アメリカは言うのです。「日本の君たちはこれだけの経済を持ち、海外に進出していて、いったい誰のおかげだと思っているのか」と。財界はこれを言われると反論できない。

日本の企業が進出する国はおよそ、ドルが自由に流通する国だと思ってまちがいない。日本の輸出および海外取引の大半は依然として最終的決済はニューヨークの銀行です。海外での決済はニューヨークの銀行の口座間を通して企業間の取引が決済されるわけですから、ドルがいまだに世界に君臨しているのはこの仕組みによるものです。「すべてドルの流通圏で君たちは活動しているだろう。だれのおかげだ」、だから財界はもう反論できないのです。

これを言われると若者たちも困る。「おまえたちは海外旅行で自由にアフリカでも南米でもどこでも出かけられるだろう。しかし最後まで自分で安全に行けるところはどこか、全部ドルが使えるところや国ではないか。円が使えなくともドルが使えれば一応寝泊りもできるし食事もできる。だれのおかげだ」と。だから、「君たちは誰のおかげで海外で商売をして、儲けているのか。ドルが流通し、徹底しない国があるときアメリカが軍事力をもって戦おうとする時に知らん顔をして後からついてくるといふ卑怯なことをしてはいかんだらう」と怒られると、何も言えないということになる。情けない話ですが、これが日本とアメリカの経済の一体化とグローバルに展開している今、日本の企業はアメリカの論理に踏み込まざるを得ない究極の根拠になっているのです。

今までだったら国内で生産して、アメリカとアジアの二つの領域で8割方輸出していたのですから、ここだけ大事にしておけば良かった。だが、90年代後半以降今では日本の企業が多国籍企業・世界企業化してそうは行かなくなってきた。

以前は経団連あたりも、「むしろ安保条約と憲法のもとで軍事費は安くあがって経済は繁栄するから、別に無理して憲法を変える必要はない」という考え方だったのですが、90年代の後半以降、財界側から率先して憲法を変えろと言いはじめた。小泉政権に初めて改憲路線をバックアップするようになった。

つまり今までの経済の構造と違って日本の財界が世界企業になった。ここに一番大きな改憲の背景があるのだということをしっかり見て、この流れに対抗していかなければいけない。ところが同時に世界企業になるとなにか起こるか。トヨタ・松下・ソニーなど日本の世界企業がどういうことを言い始めたか。

「俺たちは世界に進出した。トヨタであれば、もうGMと並んで、世界3大メーカーどころか今ではトップ企業として戦っている。こういう強い企業はますます世界を相手にして強く戦わなければならないから、国内の弱者の面倒なんかは見てい

られない」という論理に転化するわけです。

今までの輸出を中心にする時代は国内が基本です。輸出を中心とした日本の経済体制を維持するために儲けた企業も多少は過疎化地域や衰退する産業に金を回してきた。ところが、現在の多国籍企業は海外に出たほうが随分安上がりで身軽に活動できるのだが、国内の仕組みは社会保障・賃金・雇用など法的な仕組みが温存されており、自由に斬ってしまうことができない。

縦型垂直的所得再分配から横型水平的再分配へ

日本の憲法の原則のもとでは、福祉や教育の領域について豊かな人や上に立つ人から金を吸い上げて、恵まれないところへ回すという大原則があったのです。これを「縦型垂直的所得再分配」といってきました。

ところが、今まで上から下に流れていたお金の構造が異変を起し始める。税金や社会保険料を上層から取って、下へ回す構造を止めたらいったい何が残るか。それはもう言わずと知れたことです。例えば、左手の方々に不幸が生じ失業者が生まれ困った時、この左手のグループは上に頼ってはいけないので、この右手のグループに頼らなければいけない。右手のグループが困ったときには左手のグループが援助して、互いに融通するしかないのとなる。

つまり縦型がだめなら横型にならざるを得ない。水平型になるわけです。国民は多かれ少なかれ健康・医療・サービスなどのため、いつかはお金が必要なきがあるわけです。この時に横型・水平に負担し合うということはみんなで負担しあうということです。つまり受益者負担ですね。「能力に応じて負担するのではなくて、受ける利益に応じて負担する」という原理原則が貫徹し始めてくるわけです。

簡単にスローガン風な言い方をいたしますと、憲法の原則のもとでは累進所得税とか、法人課税とかに明らかなように能力に応じて負担して、教育や福祉など国民の権利保障の費用に回す。国民は必要に応じてサービスを充足する。これが原則だったのです。ところが多国籍企業にとってはこれが邪魔者になってくる。

だから、このような方式はもうやめる。「国民が医療や介護や年金や教育などで利益やサービスを受けようとすればその人たちが負担するという法則に転換しよう」というわけです。現在進行中の社会保障に関する構造改革は圧倒的にこの論理です。たとえば、高齢者医療保険を次の通常国会で作って2008年度から立ち上げる。高齢者が医療を受けるのであれば、自分たち高齢者で負担するのが筋ではないか、企業の健保組合に頼るなんてことはもうやめて貰いたい、こういうことです。先日成立した障害者自立支援法もそうです。今までは能力に応じて障害者家庭が費用負担していれば良かったのですが、この自立支援法によって原則すべて1割自己負担となります。障害者の基礎年金は2級で月6万数千円、重度の1級でも8万4千円です。6万円とか、8万円しか所得がなくてもヘルパーにきてもらったら原則1割の費用は自己負担になります。

今までだったら、それはちょっとおかしいのではないかと思われていたことが強

行に可決されてしまう。社会保障はこの受益者負担原理を貫徹したのです。

問題はこれだけではありません。地域と地域の間でも同様なことが起きています。今まで強い地域は東京でした。東京に葉金が集まってきた。これを国が吸い上げて、だんだん衰退するとか、人口が減る地域に回してきたわけです。つまり、教育・福祉・医療など国民の暮らしにかかる費用は権利ですから、公平に分けなければならない。

ところが、今進行中のものは何か。もうことごとく、上から下に回す金の配分は徹底して止めます、とこういうことになった。「自治体はこれから地域の中で必要な費用は国に頼ってはいけませんよ。農村が大都市に頼ってはいけませんよ。自分達の負担で、紐のつかないお金の範囲でやってもらったらいいですよ。その代わりもう国は口出しもしませんよ」。こういう形をとって25条の改正に風穴があけられようとしているのです。

9条と25条をいかし新しい日本を

だから憲法改正の背景には日本が多国籍企業化するとアメリカの軍事の論理に入り込んでしまうということがある。さらに、92条以下の自治体条項を切り替えて、福祉国家をだんだん弱めてしまう。この論理はどこからきているか。それは「企業はもうこれからは自分たちが世界を相手にして強くならなければいけないから、弱いものは弱いものだけで、何とか自分たちの生活を守るという風にすればいいんだ、それを地域単位でやったらいいのだ、国の方は傍観しますよ」こういう同じ論理からきているわけです。

現在の憲法改正の狙いは明確になったと思います。現憲法は平和と福祉などを一体的に守る形でちゃんと体制を整えているわけです。9条を守り抜く。戦争はやらせない、この体制を守りぬくという点で輪を広げながら、中身の点では、弱者を大切にするとか、弱い人を見捨てるようなそういう国にはしない。この方向を明確にして連帯の輪を広げるということは可能です。ここにお集まりの大阪革新懇に結集されているみなさんの考えは、平和を愛し・福祉を守り発展させるということが原点であろうと思います。ぜひ、今日の盛大な集まりを力に、さらにこの一年はもっと奮起していただきますよう希望申し上げます私の問題提起としたいと思います。長時間、ご静聴ありがとうございました。

(大きな拍手なりやまず)